

第1 審査会の結論

審査請求の対象となった本件公文書について、実施機関が行った不開示決定は妥当である。

第2 審査請求及び諮問の経緯

1 公文書開示請求

審査請求人は、鳴門市情報公開条例（平成13年鳴門市条例第34号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき鳴門市長（以下「実施機関」という。）に対して、平成28年6月14日に下記の文書について開示請求を行った。

件名：「平成19年5月10日に提出された実施設計仕様書（その1）の設備別機器仕様書及び機器配置図の最新版」

2 実施機関の決定

実施機関は、平成28年6月27日に該当する公文書について不存在であるとし、不開示決定を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成28年7月4日付けで、審査請求人は本件不開示決定を不服として行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して「本件処分は不当である。」として審査請求を行った。

4 諮問

平成28年8月17日、実施機関は鳴門市情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求について諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件不開示決定を取り消すとの決定を求めるといものである。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書、意見書及び口頭意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

本件対象公文書は、打合せ議事録（第34回目 平成19年5月10日）において施行業者から市へ提出された旨の記載があり、当該議事録には市の職員の確認もあることから、本件対象公文書が不存在であるはずがなく、施設の引取に不都合が生じる文書であったことから破棄若しくは隠匿したものであると類推される。

このことは、公用文書毀棄にあたり、担当職員はもちろんのこと、幹部職員の指示とすることが相当で、鳴門市は行政ぐるみの犯罪の疑いがある。

これまで焼却施設の建設に係る議事録、実施設計図書など、焼却施設に関する多くの公文書が開示決定されているが、本件対象公文書は、市職員が受け取ったことが議事録に記載されており、幹部職員以下多くの職員が確認している。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び意見聴取を要約すると、本件処分理由は、おおむね次のとおりである。

本件対象公文書は、打合せ議事録のとおり施工業者からの提出を受けたことに間違いはないが、執務室の移転に伴い、誤って廃棄してしまった可能性があり、当時の担当職員への聞き取りなどの必要な調査を実施したが、発見することができなかった。したがって、現時点において本市に当該文書は存在せず、本件に関して開示できる文書が存在しない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について、審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書について

審査請求人は、審査請求の趣旨として、審査請求に係る処分を取り消すとの決定を求めており、議事録に記載のある文書が不存在であるはずがなく、行政事務としてあるべき文書がないことは、公用文書毀棄又は隠匿であると主張している。

そこで、当審査会としては、本件対象公文書が不存在であることの妥当性について審査する。

2 本件対象公文書が不存在であることの妥当性について

実施機関の説明においても、本件対象公文書は、施工業者からの提出を受けており、本来、適切に管理されるべき文書であることを認めている。

一方、実施機関は、本件対象公文書の不開示決定に際し、「該当する文書が不存在なため」との理由を付記するにとどまるものの、当審査会において開催した意見聴取の場においては、当時の担当職員への聞き取り調査等を含め、本件対象公文書の検索を実施したものの発見には至らず、執務室の移転の際に誤って廃棄した可能性がある等についての言及がなされた。

平成20年に、従前の執務室から新しく完成したクリーンセンターの執務室へ移転したことを考えると、実施機関の説明には一定の説得力を有する。

また、本件対象公文書は、適切に管理されるべき文書であったことを真摯に受け止めた上で、当時の担当職員への聞き取り調査等を含め、本件対象公文書の検索を実施するなど、文書の検索に向けて努力を行ったことが認められる。

これらのことを総合的に判断すると、当審査会としては、実施機関が本件対象公文書を故意に毀棄又は隠匿しているという心証は得られなかった。

以上の点を踏まえると、本件対象公文書が存在するものと推認することはできないため、実施機関が不存在を理由として行った公文書不開示決定はやむを得ないものである。

3 結論

以上のことから、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 附帯意見

当審査会の判断は以上のとおりであるが、市は、条例の目的を達成するために、市政の内容を市民に説明する責務を負っていることに鑑み、本件における実施機関の対応についても議論をした。そこで、それを踏まえて次のとおり意

見を付する。

(1) 公文書の適正な管理について

情報公開制度が適正かつ円滑に運用されるためには、公文書が適切に管理されていることが前提であり、それによって初めて市民の期待に応える制度として機能するものである。

そのため、公文書の紛失、保存年限に基づかない不適切な廃棄など、情報公開制度の根幹を揺るがすような公文書の管理はあってはならないものである。

実施機関においては、市民への説明責任を全うするという情報公開制度の趣旨が損なわれることがないように、鳴門市文書管理規則に則った公文書の管理の徹底について当審査会から要望するものである。

(2) 理由付記について

公文書不開示決定通知書へ開示しないこととした理由を明記する趣旨は、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、不開示の理由を請求者に知らせることによって、不服申立てに便宜を与えるところにある。この点を考慮すれば、これらの目的が達せられる程度には具体的な理由の明記を必要とする。

実施機関は、公文書不開示決定通知書において「上記の件に該当する文書が存在しないため」との開示の理由を通知している。しかし、本件のように具体的に文書が特定され、客観的に文書の存在が推認されるような場合においては、文書の存否について存在しないと付記するだけでは、理由の提示として十分ということとはできない。

今後、実施機関が不存在的決定を行うに際しては、可能な限り、当該事務事業を実施機関では行っていないため文書は存在しない、当該文書を管理していたが、保存期限が満了したため廃棄した、などといった理由を明記し、適切な対応をすべきである。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過等は、次のとおりである。

年 月 日	処理経過内容
平成28年 8月17日	諮問書の受理
8月18日	実施機関理由説明書の受理

9月 1日	審査請求人意見書の受理
9月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・審査請求人による口頭意見陳述 ・実施機関による理由説明の聴取 ・審議
11月25日	・審議
12月27日	・答申